

真岡市観光案内パンフレット等作成業務委託仕様書

1. 業務委託名 真岡市観光案内パンフレット等作成業務委託

2. 業務概要

令和6年度に市制施行70周年を迎えるにあたり、平成27年に作成した観光案内パンフレット「真岡みどころガイド」を刷新し、真岡市の観光への関心を高める内容を盛り込んだ質の高いパンフレットを作成することで、交流人口や観光消費額の増加を図ることを目的とする。

また、観光情報のデジタル化推進に向けた取り組みとして、数多くの媒体で発信することを目的とした観光プロモーション動画を作成することで、観光案内パンフレット等を掲載する観光情報サイトへの検索数増加を図る。

3. 業務範囲

真岡市観光案内パンフレット作成業務一式

観光プロモーション動画作成業務一式

4. 業務内容

業務内容は、受託者が公募型プロポーザルで提案した企画提案書の内容により調整するものとする。業務については、真岡市と受託者が協議をしながら進めることとし、打合せや中間報告等により、真岡市が内容確認及び修正指示を与える機会を設けること。また、受託者は本仕様書に定めのない事項であっても、真岡市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本業務には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等の業務に関わる必要経費の一切を含むものとする。

(1) 素材収集

情報収集、取材、写真撮影等（撮影費、モデル費用を含む。）

(2) 企画構成

企画、台割立案、レイアウト、デザイン等

(3) 作成

図表・イラスト・マップ・BGM・ナレーション・テロップの作成等

(4) 製本・制作・編集

製版、用紙購入、印刷、製本、動画制作、編集等

(5) 成果品の納品

(6) その他

打合せ、中間報告、校正会議等

5. 仕様

(1) 観光パンフレット

①ターゲット

茨城、群馬、埼玉県など関東近県から自動車観光交通経路として使用する40代が世帯主のファミリー層（4～5人家族）

②配布想定箇所

真岡市内の公共施設及び宿泊施設、芳賀郡市町の公共施設、道の駅、イベント等

③規格・仕様

表紙・裏表紙を含めて20ページ程度とすること。その他、誌面サイズ、紙質、印刷・製本方法などの規格・仕様は自由とするが、ターゲットがパンフレットを手に取り読むことを考慮した規格・仕様とすること。

④掲載内容

特産品、グルメ、いがしらリゾート、SL、もおか木綿、文化財、真岡の四季（風景又はイベント）についての内容は必ず掲載すること。掲載内容がターゲットの興味を引くように、特色を活かした企画とすること。また、受託者独自の効果的な手法やデザイン、構成を取り入れた個性のある内容とすること。

(2) 観光プロモーション動画

①観光プロモーション動画：15秒以内×2本

動画を見た視聴者の心を掴み、真岡市の観光情報をもっと知りたいと興味湧くような、訴求効果の高い印象的な動画とすること。

また、より多くのターゲットに動画を届けることができる拡散方法の提案も併せてすること。

②使用想定媒体

指定しない。媒体等の選択は自由に提案できるものとする。

③規格・仕様

ア 映像のアスペクト比は16：9とする。

イ 映像の解像度は、4Kとし、HD画質の映像データを納品すること。

ウ 動画データは、MP4形式とMOV形式の2種類を作成すること。

4. 成果品の納品と委託料の支払い

(1) 成果品

成果品は、契約期間内に真岡市産業部商工観光課へ納品するものとする。なお、電子データはワード、エクセル、イラストレーター等の既存汎用ソフトで作成することとし、真岡市が編集可能な状態で納品すること。

①観光案内パンフレット

ア 観光案内パンフレット：20,000部

イ PDFを収録したディスク：3枚

ウ 編集可能なイラストレーター形式を収納したディスク：3枚

②WEB動画

ア 動画を収録したDVD形式のディスク：3枚

イ 動画を収録したBlue-Ray形式のディスク：3枚

③その他、本業務に附帯する情報・資料・データ等：1式

(2) 委託料

本業務の委託料は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

5. 資料の貸与及び著作権

(1) 資料の貸与

本業務の履行にあたっては、新規撮影した写真や映像、作成したデザイン等の使用を原則とする。ただし、イベント時期や撮影時期、天候等の都合により資料の貸与が必要となる場合は、必要に応じて受託者に貸与する。受託者は、借り受けた資料の適切な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

(2) 著作権

- ①本業務の実施により完成した著作権は、真岡市に帰属するものとする。真岡市は、利用及び複製、再編集について、自由に行うことができるものとする。
- ②本業務に必要な著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理は、すべて完了した上で成果品を納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて契約金額内で処理すること。
- ③著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、真岡市はその責任を一切負わないものとする。

6. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ真岡市に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

7. その他留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係する法令等を遵守すること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行上知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。本業務の履行上知り得た情報の漏洩、滅失、破損の防止、その他適正な措置を講じなければならない。

(3) 瑕疵担保

業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合は、真岡市の指示に従い、必要

な措置を受託者の負担において行うものとする。

(4) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、処理するものとする。